

「温室効果ガス排出の開示に対する 修正－IFRS S2号の修正」の概要

2025年12月19日

サステナビリティ基準委員会 事務局

- 
- 1. IFRS S2号の修正**
 - 2. 「SASBスタンダード」の修正**
 - 3. 公開草案からの主な変更点**
 - 4. 参考情報**



1. IFRS S2号の修正

- ISSBは、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的
要求事項」（以下「IFRS S1号」という。）及びIFRS S2号「気候関連開
示」（以下「IFRS S2号」という。）の適用を支援することについて、ISSBの
作業計画における最上位の優先事項と位置付けている
- その適用を支援する取組み、特に「IFRS S1号及びIFRS S2号に関する移
行支援グループ」に寄せられた質問や、ISSB基準の採用を検討している法域
との対話を通じて、適用上の課題が識別されていた
- それらの適用上の課題の一部に対応するものとして、2025年4月28日、公
開草案が公表された
- その後、公開草案に寄せられたコメントに基づいて再審議を行った結果を踏ま
えて、2025年12月11日、「温室効果ガス排出の開示に対する修正－IFRS
S2号の修正」（以下「IFRS S2号の修正」という。）が公表された

- ❖ 次の4つの点について、IFRS S2号の要求事項を修正し、容認規定を追加するか、既存の容認規定を明確化するものとなっている
 - ◆ スコープ3カテゴリー15の温室効果ガス排出の測定及び開示
 - ◆ ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示における「世界産業分類基準」（以下「GICS」という。）の使用
 - ◆ 「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」（以下「GHGプロトコル（2004年）」という。）とは異なる測定方法の使用
 - ◆ 使用する地球温暖化係数（GWP）
- ❖ 以下では、公開草案からの変更点に★を付している（公開草案からの主な変更点の一覧については、P.21参照）

スコープ3カテゴリ15の温室効果ガス排出の測定及び開示（1/4）

適用上の課題

- ❖ 改正前のIFRS S2号では、スコープ3カテゴリ15「投資」の温室効果ガス排出の絶対総量の測定及び開示にあたり、特定の金融活動の種類や資産クラスを明示的に除外していなかった
- ❖ 一方、IFRS S2号の「結論の根拠」では、測定の方法論が確立されていないことを理由にファシリテーションに係る排出及びデリバティブに帰属する排出を除外することとしたとされていた
- ❖ このため、ISSBが測定の方法論が確立されていないと認めた金融活動の種類や資産クラスについて、スコープ3カテゴリ15「投資」として開示する範囲に含まれるかどうか不明瞭であるとされていた

スコープ3カテゴリー15の温室効果ガス排出の測定及び開示（2/4）

修正の概要

- ◆ **スコープ3カテゴリー15「投資」に関する温室効果ガス排出の測定及び開示をファイナンスド・エミッションに限定することができる**とする容認規定が追加された（第29A項）
- ◆ この結果、ファイナンスド・エミッションとは区別されるその他の金融活動に関連する排出（例えば、**ファシリテーションに係る排出や保険に関連する排出**など）について、スコープ3カテゴリー15の測定及び開示から除外することができることとなる
- ◆ **上記の限定の目的上、デリバティブに帰属する温室効果ガス排出を除外**することが容認される（第29A項）

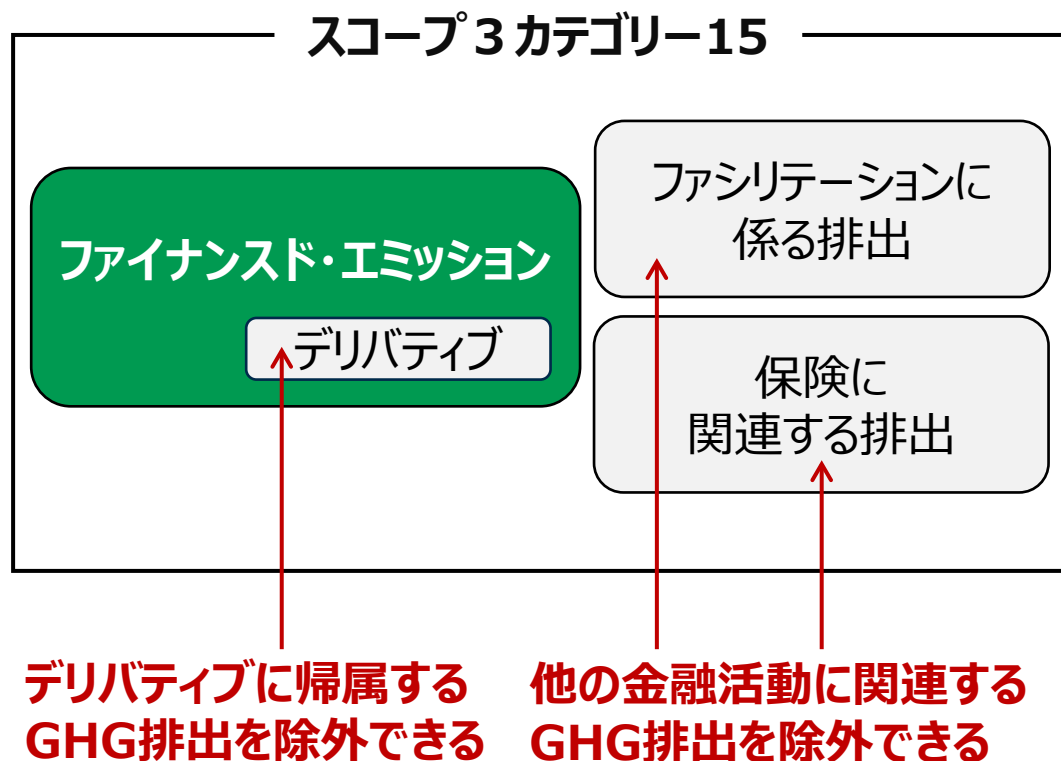
スコープ3カテゴリー15の温室効果ガス排出の測定及び開示（3/4）

修正の概要（続き）

- ◆ 第29A項の限定を適用する場合、次の開示が要求される（第29B項）（★）
 - ◆ 限定の適用にあたって、何をデリバティブとして扱ったかの説明（例えば、関連する財務諸表において適用されたIFRS会計基準又は他の一般に公正妥当と認められた会計原則又は実務に従って、当該項目がデリバティブの定義を満たしているかの説明）
 - ◆ 第29A項を適用した結果として、スコープ3カテゴリー15の温室効果ガス排出から除外した金融活動（デリバティブに関連する活動を含む）に関する記述
- ◆ スコープ3の温室効果ガス排出にカテゴリー15の温室効果ガス排出を含めている場合、カテゴリー15の温室効果ガス排出の合計及びファイナンスド・エミッションの小計の開示が要求される（第29C項）（★）

スコープ3カテゴリ15の温室効果ガス排出の測定及び開示 (4/4)

修正の概要 (続き)



(出典) SSBJ事務局作成

ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示におけるGICSの使用（1/3）

適用上の課題

- ❖ IFRS S2号は、商業銀行又は保険に関連する金融活動を行う企業に対し、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報について産業別に開示することを要求している
- ❖ 改正前のIFRS S2号では、産業別の開示にあたって産業分類システムとしてGICSを用いることを要求していた
- ❖ しかし、法域によってはGICS以外の産業分類システムの使用を要求されている場合があり、重複した報告となる可能性があるとされていた
- ❖ また、GICSを用いる場合、ライセンス契約を締結しなければならず、追加のコストが発生する場合があるとされていた

ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示におけるGICSの使用（2/3）

修正の概要

- ◆ ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示において、**GICSを用いなければならないとする要求事項が削除**され、産業分類システムの選択について、次の要求事項が追加された（B62A項(a)(i)及びB63A項(a)(i)）（★）
- ◆ 気候関連の移行リスクに対するエクスポージャーを理解するうえで**有用な情報をもたらす方法**で、投資先又は相手方を産業別に分類することができる産業分類システムを選択しなければならない
 - ❖ 同じ産業や同じ法域で事業を営んでいる企業など、他の企業によって一般的に用いられているシステム（一般的に用いられるシステム）は、その企業のみによって用いられているシステム（企業固有のシステム）よりも、情報の比較可能性を支える可能性が高い
 - ❖ 他のすべての条件が同じであれば、企業間の情報の比較可能性を支援する、**一般的に用いられるシステム**を選択することを優先する
- ◆ 商業銀行及び保険に関する活動の両方を行う企業は、商業銀行と保険とで同じ産業分類システムを用いる必要はない

ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示におけるGICSの使用（3/3）

修正の概要（続き）

- ◆ 産業分類システムの選択について、次の開示が要求される（B62A項(a)(ii)及びB63A項(a)(ii)）（★）
 - ◆ 投資先又は相手方を分類するために用いた**産業分類システム**
 - ◆ 産業分類システムの選択がB62A項(a)(i)又はB63A項(a)(i)の要求事項を**どのように満たしているのかを理解するための情報**

GHGプロトコル（2004年）とは異なる測定方法の使用（1/2）

適用上の課題

- 改正前のIFRS S2号では、法域の当局又は企業が上場する取引所が、企業の温室効果ガス排出を測定するうえでGHGプロトコル（2004年）とは異なる方法を用いることを要求している場合、その異なる方法を用いることができるとの容認規定を定めていたが、この容認規定の適用範囲が明確ではないとされていた

修正の概要

- 法域の当局又は企業が上場する取引所が、GHGプロトコル（2004年）とは異なる方法を用いることを要求している場合、当該方法を用いることができるとの容認規定は、報告企業全体のみならず、グループ内の一部の企業にも適用可能であることが明確化された（第29項(a)(ii)及びB24項）
- 企業がGHGプロトコル（2004年）とは異なる方法を用いて測定した企業自身の温室効果ガス排出を開示する場合、代替的な方法のそれぞれについて、適用される方法及び測定アプローチ等の開示が要求される（B28項）

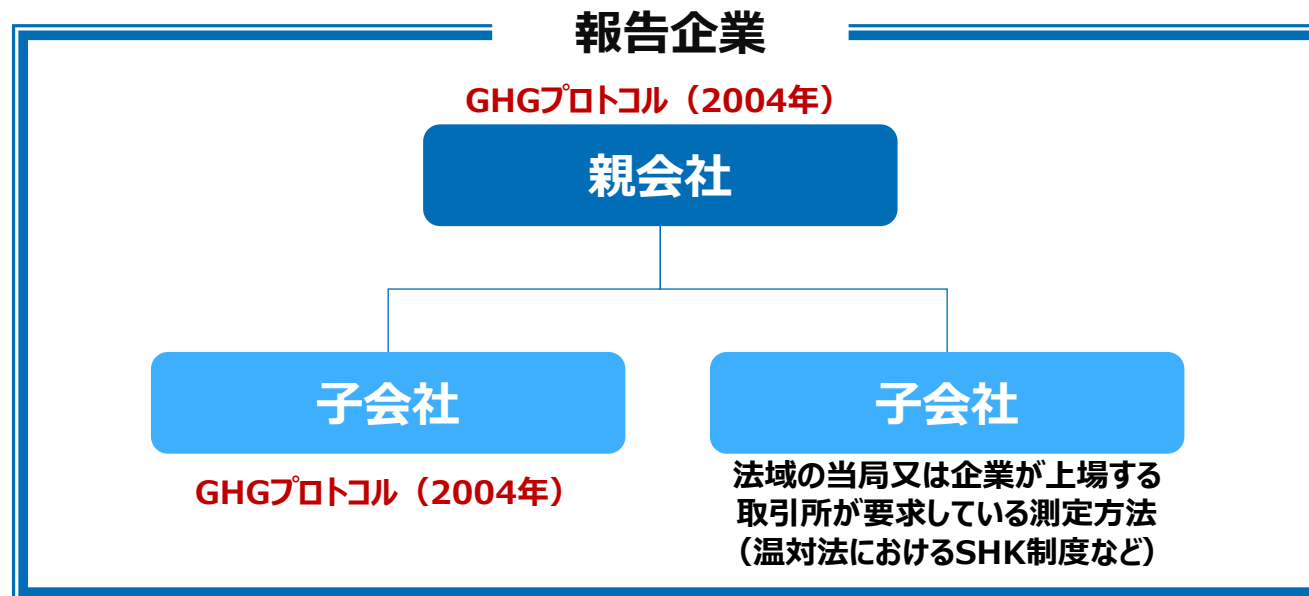
GHGプロトコル（2004年）とは異なる測定方法の使用（2/2）

修正の概要（続き）

原則：GHGプロトコル（2004年）

例外：ある法域において用いることを要求されている測定方法

（例）報告企業内の一部の企業において異なる測定方法を用いている場合



（出典）SSBJ事務局作成

使用する地球温暖化係数（GWP）（1/2）

適用上の課題

- 改正前のIFRS S2号では、7種類の温室効果ガスをCO₂相当量に変換するにあたり、報告日時点で利用可能な最新の「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）の評価における、100年の時間軸に基づく地球温暖化係数（以下「GWP」という。）を用いてCO₂相当量に変換することを要求していた
- しかし、法域の当局等が、最新のGWPとは異なるGWPを用いることを要求していることがあり、最新のGWPにより計算することが求められる場合には煩雑になることが指摘されていた

修正の概要

- 温室効果ガスをCO₂相当量に変換するにあたり、**法域の当局**又は**企業が上場する取引所**が、企業の**全部又は一部**について、最新のGWPとは**異なるGWP**を用いることを要求している場合、当該GWPを用いることができるとする容認規定が追加された（B21項及びB22項）

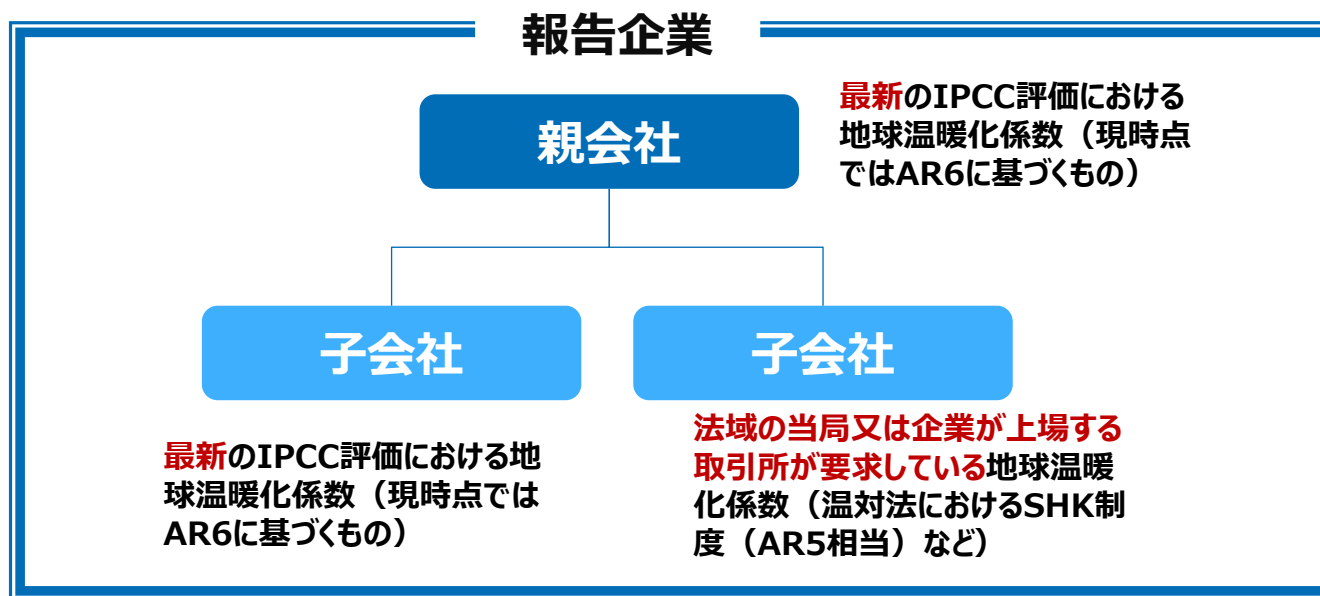
使用する地球温暖化係数（GWP）（2/2）

修正の概要（続き）

原則： 報告日時点で利用可能な**最新の**IPCCの評価における、100年の時間軸に基づくGWP（例：第6次評価報告書（AR6））

例外： ある法域において用いることを要求されているGWP（例：第5次評価報告書（AR5））

（例）報告企業内の一部の企業において異なるGWPを用いている場合



（出典）SSBJ事務局作成

- 🍀 **2027年1月1日**以後開始する年次報告期間から適用することが要求され（C1A項）、**早期適用**が認められる（C1B項）（★）
- 🍀 IFRS S2号を既に適用している場合、IFRS S2号の修正を適用する最初の年次報告期間において、**実務上不可能でない限り**、次のように**比較情報を調整**することが要求される（C6項）（★）

IFRS S2号の修正	経過措置
GHGプロトコル（2004年）とは異なる測定方法の使用 使用する地球温暖化係数（GWP）	容認規定を適用した結果として、温室効果ガス排出の測定を変更した場合、前報告期間にその選択を行って測定したものとして、比較情報を調整する
スコープ3カテゴリ15の温室効果ガス排出の測定及び開示	前年度にスコープ3カテゴリ15を開示していた場合、新たな要求事項を前報告期間に適用していたものとして、カテゴリ15の温室効果ガス排出の合計及びファイナンスド・エミッションの小計を提供する
ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示における世界産業分類基準（GICS）の使用	前年度にファイナンスド・エミッションの情報を産業別に分解して開示していた場合、新たな要求事項に従って選択された産業分類システムを前報告期間に用いていたものとして、前報告期間の情報を調整する



2. 「SASBスタンダード」の修正

「SASBスタンダード」の修正（1/2）

🍀 「『温室効果ガス排出の開示に対する修正』と整合した結果的修正—『SASBスタンダード』に対する修正」（以下「『SASBスタンダード』の修正」という。）が公表され、一部の産業の「SASBスタンダード」について、IFRS S2号の修正に伴う結果的修正がなされている

🍀 「SASBスタンダード」の修正の内容は、次のとおりである

「SASBスタンダード」	開示トピック	「SASBスタンダード」の修正
「資産運用及び管理業務」 「商業銀行」 「保険」	ファイナンスド・エミッション	IFRS S2号の修正の「ファイナンスド・エミッション」の定義を相互参照
		ファイナンスド・エミッションの情報の開示にあたり、デリバティブに帰属する温室効果ガス排出を除外することができるとする救済措置の追加
		当該救済措置の適用にあたり、何をデリバティブとして扱ったかの説明の開示を要求
「商業銀行」 「保険」	ファイナンスド・エミッション	GICSの使用に関する定めであるIFRS S2号への相互参照について、IFRS S2号の修正における項番への参照に修正

- 🌱 「SASBスタンダード」の修正の発効日は、IFRS S2号の修正と整合している
 - ◆ **2027年1月1日**以後開始する年次報告期間から適用することが要求され、早期適用が認められる



3. 公開草案からの主な変更点

◆ 公開草案からの主な変更点は、次のとおりである

公開草案		IFRS S2号の修正	
スコープ3カテゴリ15の温室効果ガス排出の測定及び開示			
除外した金融活動及びデリバティブの数値（amount）の開示を要求することを提案		除外した金融活動（デリバティブに関連する活動を含む）に関する記述、及び何をデリバティブとして扱ったかの説明の開示を要求	
（該当なし）		スコープ3カテゴリ15の合計及びファイナンスド・エミッションの小計の開示を要求	
ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示におけるGICSの使用			
GICSの使用をデフォルトとする産業分類システムのヒエラルキーに従い、産業分類システムを選択することを提案		ヒエラルキーが削除され、有用な情報をもたらす方法で、投資先又は相手方を産業別に分類することができる産業分類システムを選択することを要求	
GICSを用いていない場合において、産業分類システムの選択の根拠の開示を要求することを提案		選択した産業分類システム及びその選択にあたり適用される定めをどのように満たしているかを理解するための情報の開示を常に要求	
発効日及び経過措置			
具体的な発効日の記載はなく、できるだけ早く発効するように発効日を設定することを提案		2027年1月1日以後開始する年次報告期間から適用	
（該当なし）		過去にIFRS S2号を適用していた場合における比較情報の取扱いに関する定めを追加	



4. 参考情報

- IFRS S2号の修正及び「SASBスタンダード」の修正は、IFRS財団のウェブサイトにおいて公表されている

<https://www.ifrs.org/projects/work-plan/amendments-to-disclosure-of-greenhouse-gas-emissions-s2/#published-documents>

- また、SSBJのウェブサイトからも入手できる

https://www.ssb-j.jp/jp/activity/press_release_ssbj/y2025/2025-1211.html



<https://www.ssb-j.jp/jp/>

